第明治三十五種郵便物認可

平成２２年（フ）第６４号
山口県岩国市海土路町２丁目88番５号、住民票上の住所山口県岩国市保津町２丁目４番68―201号
債務者　渡邊　美穂
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第６６号
山口県玖珂郡和木町関ヶ浜２丁目５番１―104号
債務者　三上　安則
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第７４号
山口県岩国市平田６丁目59番４―501号
債務者　本川真由美
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１４号
佐賀県唐津市肥前町入野甲2057番地３　入野京嶽市営住宅２号
債務者　北原　　健
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第１５号
佐賀県唐津市肥前町入野甲2057番地３　入野京嶽市営住宅２号
債務者　北原　愛香
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第４９号
佐賀県唐津市西旗町２番21号
債務者　梶原　道子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第３１５号
北九州市小倉南区沼本町１丁目９番43―505号
債務者　都　　三郎
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４９７号
北九州市八幡西区楠木２丁目15番５号　105
債務者　川原　英樹
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８３７号
横浜市都筑区北山田２丁目16番37―305号
債務者　浅井　紀子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１９０号
神奈川県大和市福田８丁目８番地15　第１表ハイツ101
債務者　アキヨシ　クリスチアネ　ヨウコ
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２２８号
横浜市保土ケ谷区上星川１丁目４番３―203号
債務者　佐々木由美
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２４６号
神奈川県茅ヶ崎市甘沼578番地102号　メゾン湘南
債務者　小澤　直弘
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２４７号
横浜市南区六ツ川４丁目1154番地20　エクセレント六ツ川202
債務者　丹羽　祐子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２６４号
横浜市磯子区中原１丁目８番１―730号
債務者　北川　正則
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２８８号
横浜市泉区上飯田町2670番地　県営いちょう団地22棟302号
債務者　宗京　信行
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２９０号
横浜市神奈川区子安通３丁目365番地　メゾン・ド・エトレーヌ1104号
債務者　高山　恵美
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部